

令和 2 年 12 月 5 日

同窓会愛知県支部会員各位

告示 2 号

愛知学院大学歯学部同窓会愛知県支部
選挙管理委員会

県支部選挙規則 7 条 6 に基づく、支部長及び監事の選挙運動から投票までの順守事項を告示する。

1. 立候補辞退について

- ・選挙規則第 8 条 5 に基づいて行うが、選挙公報および投票用紙発送後は認めない。

2. 選挙運動の期間

- ・立候補届受理後より開票日前日までとする。

3. 選挙運動に関する取扱い

- ・文書に関する検認と数の制限を行う。
- ・立候補者は本委員会指定の様式にて指定の日時に持参し、所見を表示する責務を負うものとする。

その他、詳細については 1 月 14 日(水)以降に、同窓会愛知県支部事務局内選挙管理委員会宛てに、Fax (052-763-2355) にて問い合わせることとする。

4. 投票および送付先

- ・投票は同規則第 11 条 1 に基づき 1 名 1 票とし、支部長 1 名・監事 2 名の記名式とする。郵便(封書)により名古屋市千種郵便局局留において令和 3 年 2 月 24 日(水)到着分までを有効票として回収する。

5. 開票期日及び場所

- ・令和 3 年 2 月 25 日(木) 午前 10 時をもって愛知学院大学同窓会室にて行う。

6. 立会人の選出について

- ・選挙人登録名簿より立候補者 1 名につき 2 名の割合で希望者を募集する。希望者なき場合は本委員会より委嘱する。

7. 当選人の決定

- ・選挙規則第 13 条 1、2 に基づいて決定し、直ちに同窓会室に公示し当選人に告知するものとする。

8. 選挙事務所の設置

- ・選挙事務所を設置する候補者は、その場所と責任者を本委員会に届けること。

※ 告示 3 号(立候補者受付状況等)は令和 3 年 2 月 5 日にホームページ掲載予定とする。